

令和4年度八王子市農業委員会第3回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年6月29日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時05分 から 午後3時05分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 田中政博 | 2番 米津元一 |
| 3番 菱山史郎 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 美濃部弥生 | 6番 澤井博 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 熊澤治彦 |
| 9番 原島元義 | 10番 馬場貴大 |
| 11番 峰尾幸代 | 12番 菱山まり子 |
| 13番 坂本真一 | 14番 有竹満次 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 門倉豊 | 17番 内田寛 |
| 18番 内田清文 | 19番 和田一彦 |
| 20番 大塚隆廣 | 21番 町田裕通 |
| 22番 田中道夫 | |

- 5 欠席委員 (1名)

- 16番 井上正芳

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 大津仁利 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 原清貴 |

令和4年度(2022年度)

八王子市農業委員会 第3回総会 議題

(令和4年6月29日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 非農地証明の願出について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第9 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定に基づく事業計画の変更の審査について
- 第10 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第11 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第12 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第13 生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について

【報告案件】

- 第14 農地の権利取得の届出について
- 第15 農地の賃貸借の合意解約について

《午後2時05分開会》

議長 それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第3回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第16番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

なお、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。

事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」
5月1日から5月31日までの届出分（11件）
第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」
5月1日から5月31日までの届出分（21件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。第3「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

議長

質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること（5件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は下恩方町、利用権を設定する土地は下恩方町の3筆、1,546㎡。利用権の種類は、賃借権。契約期間は5年間。借り手について、住所は横山町。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間200日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。6月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から今後の作付計画等を伺いました。借り受け人は、平成29年8月に、農地バンク制度を介して、利用権設定により当該農地を借り受け、新規就農者となった方であり、令和3年3月には、認定新規就農者の認定を受け、現在は、多品目の露地野菜を作付けしています。今回は、当該地の賃借期間が満了を迎えるため、所有者と話し合いをした結果、今後も借り受けることとなったため、更新の手続きを行うものです。現在は、ジャガイモ、ピーマン、シシトウ、トウガラシ、サニーレタス、トマト、サンチュなど、多品目の露地野菜を栽培しています。収穫した野菜は、知り合いの飲食店に納品するほか、今後は「まちの駅八王子ちとせや」への出荷も予定しているとのこと。恩方地区には、農業者の

高齢化等により、耕作が十分にされていない農地があります。借り受け人は、長年耕作が放棄された状態の農地に手を加え、伐根や整地を行い、地道に農業経営を続けてきている方ですので、地域の担当委員として今後も見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は鏈水、利用権を設定する土地は鏈水の7筆、1,194㎡。利用権の種類は、賃借権。契約期間は5年5か月間。

借り手について、住所は七国五丁目。

農業専従者は2人。農作業従事日数は年間330日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。6月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から、今後の作付計画を伺いました。借り受け人は、平成22年に神奈川県相模原市で就農されました。相模原市でも5,000㎡の農地を借り農業に従事していますが、住まいも出荷先も八王子市内なので、今回の農地を借り受けることとなり、平成29年に利用権を設定して5年間使用しています。ここで期間満了を迎えるため、農地所有者と話し合いをした結果、今後も引き続き借りられることになったそうです。当該地では、

主にオクラを作付けしています。収穫した野菜は、これまでと同様にイーアス高尾の「わくわく広場」などに出荷するとのこと。当該地は、かつては田んぼだったため、一団の中に水路があるほか、一部はぬかるんでいましたが、全体的に草刈りがされていました。作付計画との兼合いで、これから作付を開始するとのことでしたが、借り受ける農地のうち、水はけの悪い場所では、サトイモの作付けを提案しました。借り受け人が就農後これまで、農業経営を維持されている状況も踏まえ、引き続き見守って行きたいと思えます。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありますか。はい、農業委員。

農業委員 損益計画書をみると、農業経営が成り立つのかと心配になりますが、何か他に福祉事業などの目的があるのですか。

事務局 今回の農地の他に、相模原市でも約 5,000 m²の農地を借り営農しています。また、不動産収入もあり生計を維持しているようです。

議 長 他にございませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第 6 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第 7「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 7「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手 1 について、住所は川口町、利用権を設定する土地は川口町の 1 筆、975 m²。利用権の種類は、賃借権。契約期間は 5 年間。

貸し手 2 について、住所は川口町、利用権を設定する土地は川口町の 3 筆、792 m²。利用権の種類は、賃借権。契約期間は 5 年間。

借り手について、所在地は大和田町三丁目。

農業専従者は 1 人。農作業従事日数は年間 300 日。経営作物は露地野菜。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。6月14日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け法人の代表から、今後の作付計画を伺いました。借り受け法人は平成29年5月に新規就農の助言を受けています。その後、現在までに7,000㎡以上の農地を利用権設定や都市農地の貸借により借受けている実績があります。今回、利用権設定をする土地ですが、すでに利用権設定をして5年間使用している農地です。ここで期間満了を迎えるため、農地所有者と話し合いをした結果、今後も引き続き借りられることになったそうです。当該地では、ネギ、キュウリ、ズッキーニなどの露地野菜や原木シイタケも栽培されており、全体的にきれいに管理されていました。収穫した野菜は、主に宅配や直売所で販売し、その他は飲食店に出荷しているとのこと。借り受け法人は実績もあり、江戸東京野菜の普及に尽力するなど、農業の発展と農地の維持に熱意を持って取り組んでいる様子が伝わってきましたので、今回の貸借を継続することに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は片倉町、設定する土地は片倉町の2筆、計1,788㎡。権利の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、住所は小比企町。農地面積は自作地が畑で27,352.13㎡、貸付地が畑で993㎡、借入地が畑で3,128㎡。農作業従事日数は年間320日。

耕作の事業内容について、主に八王子市内のスーパーや飲食店に出荷。小比企町で代々農業を営んでいる認定農業者で、年間100種類以上の野菜を栽培している。農業従事者は世帯員等常時雇用が8名、臨時雇用が5名。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

ご報告いたします。6月8日、事務局と当該農地の調査を行い、借り受け人と面談し、今後の営農計画等をうかがいました。借り受け人は、小比企町で代々農業を営んでいる認定農業者であり、約30,000㎡の農地で年間100種類以上の野菜を栽培し、スーパーや飲食店等へ出荷しています。今回借り受ける片倉町の農地は、賃貸人の所有する生産緑地ですが、ご自身で維持管理することが困難になったことを借り受け人に相談したところ、借り受けてくれることになりました。当該地は、一部ネギ、ジャガイモ等が作付けされマルチが敷かれていましたが、他は樹木があり、雑草が生い茂っていました。このため、貸借の成立後は、樹木の伐根や草刈り等を行い、作付計画書のとおりサツマイモやハウレンソウ等の露地野菜を作付けする予定とのことです。また、収穫物は今までの販路であるスーパーや飲食店に出荷していくとのことです。今後については、妻や息子の協力を得ながら、さらに経営規模を拡大し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。経営面積が広いため、従業員を雇っているほか、パートやボランティアの

協力も得ており、労働力については問題ないと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定に基づく事業計画の変更の審査について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定に基づく事業計画の変更の審査について」を説明。
貸し手について、住所は尾崎町、設定する土地は尾崎町の8筆、計5,827㎡。権利の種類は「使用貸借権」、期間は10年間。
借り手について、住所は堀之内。農地面積は、借入地が畑で11,288㎡。農作業従事日数は年間300日。
耕作の事業内容について、主に八王子市内のスーパーや生協などに出荷。有機JAS認定を取得するなど意欲的な新規就農者で、畑ごとに作付品目を工夫しながら野菜を栽培している。農業従事者は世帯員等常時雇用が2名。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。6月10日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から今後の作付計画を伺いました。借り受け人は、令和2年5月に新規就農後、令和3年2月から今回審議をする生産緑地を借り受け、サトイモ、エダマメ、カボチャ、スイカが作付けされているほか、土づくり用にトウモ

ロコシを作付けしています。今後は、カブ、コマツナ、リーフレタスなどを作付けしていく予定とのことでした。もともとの貸借期間は令和8年1月末までの予定でしたが、農業経営が軌道に乗り、将来的な見通しも立ったことから、ここで貸借期間を延長することになりました。また、他に借り受けている農地を含め、農作業の時間短縮と効率化を図るため、今後、「八王子市新規就農者定着支援事業」を活用し、トラクター1台と管理機2台を導入する予定とのことでした。収穫した農作物は、フードワンやマルシェ 802、大和田町の自然派クラブ生活協同組合のほか、有機野菜を専門に扱う知り合いの卸売業者に出荷するとのことでした。また、卸売業者経由でイオンへの納品も視野に入れているとのことでした。借り受け人は市内各地で農地を借りていますが、畑ごとに作付品目を工夫し、手間のかかる収穫や出荷作業等については、両親や叔母の力を借りたり、NPO法人すずしろ 22 に委託をするなど、効率的な農業経営を実践されています。また、有機 JAS 認定を取得し、農作物の付加価値を高め、着実に収益を上げていますので、今後も引き続き頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第10「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。所有者について、住所は下柚木二丁目。願出地は上柚木の4筆、3,094㎡。登記地目は「畑」。現況は「山林」、現況となった時期は「平成27年ころ」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。6月9日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、京王バス前田橋バス停から約450m北に位置する斜面地です。現地の様子ですが、篠等の雑木が繁茂していました。農機具小屋もありましたが、最近使用された形跡はなく荒れた状態でした。長年耕作の用に供されていないため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第11「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第11「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。所有者について、住所は長房町。願出地は長房町の1筆、247㎡。登記地目は「田」。現況は「原野」、現況となった時期は「平成24年ころ」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。6月9日、推進委員、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、八王子市立長房中学校から約350m東に位置する荒廃した湿地です。現地の様子ですが、葦等の雑草が繁茂し、地面は水が浮いている状態でした。長年耕作の用に供されていないため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 11 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第 12 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 12 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所はみなみ野三丁目、耕作面積は 1,308 m²。相続開始年月日は令和 3 年 11 月 10 日。
相続人について、住所はみなみ野三丁目、年齢 76 歳、被相続人との続柄は「夫」。適用を受けようとする農地はみなみ野三丁目の 1 筆、1,308 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成 4 年 4 月 1 日。

議長 説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。6 月 8 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする、みなみ野三丁目の 1 筆は、生産緑地指定を受けている農地です。当該地では、ネギ、ダイコン、タマネギ、キャベツ等の露地野菜のほか、ブドウ等の果物が作付けされていました。北側の一部は、農機具置場や残渣置場として使用されていました。収穫物は、自家消費のほか、軒先販売しているとのことでした。願出者の家は代々農業を営んでおり、願出者は元々建築業に従事していましたが、平成 4 年の生産緑地地区指定を機に会社を退職し、父親と一緒に農作業を行いながら農業技術と農業知識を習得してきました。今後も、お子さんや近所の方の手も借りながら、農業経営を続けていくとのことでした。農業技術

や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第 13 「生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 13 「生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について」令和 4 年度の生産緑地地区の追加指定にあたり、都市計画課案内のもと現地調査を実施。申請のあった 6 件の土地について説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 13 については、これを認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、認定することに決定しました。第 14 「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 14 「農地の権利取得の届出について」を報告。（3 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 15 「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 15 「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第6番 澤井博委員

第7番 小林裕恵委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 3 回総会を閉会
します。

《午後 3 時 05 分閉会》